

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る 効率的な仕組みに係る主な検討項目

2 加工対象となる個人情報の範囲等

- 作成組織における非識別加工情報の作成対象となる個人情報の範囲については、非識別加工情報を提供することにより、
 - ① 本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、
 - ② 所掌事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等を除外することとしてはどうか。
- 作成組織の仕組みが社会全体の利益につながることをより明確に位置づけるため、作成組織が作成・提供する非識別加工情報の活用目的について重点的に対応する分野を整理してはどうか。

(1) 非識別加工情報の作成対象情報

行政機関個人情報保護法では、保有個人情報のうち情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号(個人に関する情報)を除く。)を非識別加工情報の作成対象から除外している(行政機関個人情報保護法第2条第9項)。

これは、国の安全が害されるおそれのある情報等の非識別加工情報として提供できない情報の範囲は情報公開法の開示情報の範囲と基本的に一致しているためである。地方公共団体における非識別加工情報の仕組みについても、情報公開条例の開示情報(個人に関する情報を除く。)を非識別加工情報の作成対象から除外することが基本になる。

こうした点を踏まえて総務省において作成した「条例改正のイメージ」(平成 29 年 5 月 19 日公表)においては、非識別加工情報の対象となる個人情報について

- ① 個人情報ファイル簿が公表されていること(例:外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報を除く)
- ② 条例に基づく情報公開請求があれば部分開示されること(例:全部不開示となる個人情報(私人の権利利益への侵害や事務事業遂行への支障のおそれがある場合等)を除く)
- ③ 行政運営に支障を生じないこと

のいずれの場合にも該当する場合に対象となると整理しているところ。

(2) 作成組織における対象情報の範囲の考え方

作成組織は、地方公共団体の保有する個人情報に係る非識別加工情報の提供が、新たな産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活に資するものであること等を踏まえ、その提供を効率的に行う観点から検討するもの。

したがって、まずは地方公共団体の非識別加工情報の仕組みを基本として、作成組織が作成する非識別加工情報の作成対象情報の範囲についても、①非識別加工情報を提供することにより、本人又は第三者の権利利益を害するおそれがあること、②地方公共団体の所掌事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあること等については、対象から除くこととしてはどうか。(※)

※上記事由の該当性をどのような仕組みで判断するかについては、資料3-3(2)「個人情報を提供する場合の地方公共団体における判断基準等」において、検討。

(3) 作成組織における非識別加工情報の具体的な活用目的

現在の非識別加工情報に関しては、「新たな産業の創出」等の活用目的が定められているところであるが、作成組織における非識別加工情報の作成については、地方公共団体側が、本来の利用目的とは異なる目的で個人情報の提供を行うことが前提となる。このため、地方公共団体の保有する個人情報を作成組織に対して提供する必要性をより明らかにする観点から、作成組織における非識別加工情報の作成・提供の目的が社会全体の利益につながることをより明確に位置づける必要があるのではないかと。

こうしたことから、非識別加工情報の民間事業者への提供に関しては、「官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化、③国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動)が重点分野として指定(別紙1)されていること等を踏まえ、全国的にデータ利活用を推進する必要がある分野について重点的に対応することが考えられないか。また、データ利活用による社会全体の利益がより明確になることで、作成組織に対する国民・住民への理解醸成も図られると考えられる。

なお、地方公共団体の保有する個人情報のうち、個々のデータ利活用のニーズを踏まえ、(例えば教育に関する情報のように)作成組織における対象情報を絞り込み、当該情報の性質に応じた利活用のルールや安全管理に関して立法措置を講じる方策も考えられるものの、非識別加工情報の活用事例が十分でない現状においては、利活用のニーズに基づいて具体的に情報を絞ることは困難ではないかと。

また、具体的な活用目的を設けた上で、より利用目的を明確化し、今後検討を行う仕組みにおける公益性を確保する観点から、例えば研究開発を目的とした非識別加工情報の活用に、目的を限定することも考えられるのではないか。(別紙2)